

土高発第 810 号
令和 2 年 12 月 4 日

各土浦市指定介護保険サービス事業所
管理者 殿

土浦市保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃より、介護保険事業に格段の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なるご協力・ご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、全国的にも新型コロナウイルス感染症が拡大している中、県内におきましても、県南、県西、鹿行地域に感染が拡大しており、12 月 2 日の知事記者会見において「県全体で非常に深刻な状況」との認識が示されたところです。

先般、11 月 30 日付土高発第 796 号で感染症対応をお願いしたところではございますが、障害者の入所施設や通所事業所等において、施設職員や利用者が感染経路とみられるクラスター（集団感染）の発生が複数確認されており、更なる強い危機感をもって対処していく必要があります。

つきましては、感染拡大を防ぐため、今一度、県作成の「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」や国の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」等を踏まえ、職員等の健康管理・観察の徹底による感染経路の遮断等の「持ち込まない対策」や、毎日の検温の実施、食事等の際の体調確認など、感染疑いを早期に発見し施設内で「拡げない対策」を徹底して行っていただきますようお願いいたします。

なお、施設利用者又は職員等で発熱等の症状を呈する方につきましては、診察・検査医療機関を必ず受診していただきますようお願いいたします。その際は必ず、受診前に電話で相談のうえ指定された時間を厳守し、マスクの着用をお願いします。

参考：診療・検査医療機関 一覧 ※発熱患者に対応可能な医療機関（県ホームページ）
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/corona-soudan.html>

<お問い合わせ先>
土浦市保健福祉部高齢福祉課介護管理係
担当：高橋
電話：029-826-1111（内線 2462）
E-mail：kourei@city.tsuchiura.lg.jp